お手持ちの計測機器の校正をお引き受けします。
使用する各種測定機器に対して厳密な校正を欠かさないことは必須条件です。測定機器が国家標準にトレーサブルであることを証明する校正サービスを提供しています。

当社校正業務標準に従い、国家計量標準にトレーサブルな校正機器、方法を用いた信頼性の高い校正をおこないます。校正済み機器にはお客さまのご希望により「校正証明書」「トレーサビリティ証明書」などを発行します。（有料）

●力計は MRA（相互承認）・JCSS ロゴマーク付き校正証明書を発行
荷重計には JCSS 校正と社内規格による一般校正があります。JCSS 校正は力計（荷重計と指示器の組合せ）のみ対象となります。
●（独）産業技術総合研究所によるダイレクトな校正を受けている力基準機（最大 10MN）
●他社製品との組合せ校正
組合わせ製品に対する校正およびトレーサビリティ証明書
＊他社製の測定器単体の校正は対象外とさせていただきます。
●同じ型名に対して製造番号を 10 台まで列記可能
● ISO9001 に対応した計測管理
●当社製測定器の EMC（電磁気環境両立性）校正

校正対象機種

校正機器	力基準機、圧力計校正機、変位計校正機、トルク計校正機、傾斜計校正機、加速度計校正機、等価ひずみ発生器、標準電圧発生器、温度（熱電対、白金測温体）
対象計測機器	荷重計、圧力計、変位計、加速度計、傾斜計、トルク計、静ひずみ測定器、動ひずみ測定器、指示器、専用測定器

JCSS 力計校正の申込み用紙は当社ホームページからも入手できます。（www.tml.jp/quality/calibration.html）
証明書には校正証明書（JCSS/一般）、簡易校正証明書、個別校正データ付き校正証明書、トレーサビリティ証明書、組合せ校正証明書があります。

EMC 測定

厳密なチェック後、責任をもって各種証明書を発行

校正済み機器にはお客様のご要望により下記の証明書が発行されます。

- ●製品個々に対する校正およびトレーサビリティの証明書である「校正証明書 (JCSS/ 一般)」または「簡易校正証明書」
  JCSS 校正証明書は力計（荷重計と指示器の組合せ）のみ対象となります。(下図見本参照)
- ●校正物件に関わったすべての校正データが添付された「個別データ付校正証明書」
- ●国家標準または公的校正機関とのつながりを明示した「トレーサビリティ証明書」
- ●当社製品や他社製品における「組合せ校正証明書」

JCSS 校正証明書 - 力計のみ発行

総数4頁の1頁

第 JF-0000号

JCSS

見本

(校正ラベル) JF-0000 JCSS 0090 MRA/IAJapan 〇〇-〇〇

校正証明書

依頼者名	株式会社 東京測器研究所
依頼者住所	群馬県桐生市相生町4-247
計量器の名称	ロードセル
型式及び器物番号	CLP-10MNS（圧縮 10 MN） No.GM6876
製造者名	株式会社 東京測器研究所
指示装置及び器物番号	DMP40 No.964720021
製造者名	HBM
校正方法	JIS B 7728 (ISO 376) による
校正実施条件	2頁の通り
校正結果	3頁の通り
校正実施年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

力計の不確かさ

力の範囲	最大相対拡張不確かさ	等級(参考)
1 MN ～ 10 MN	0.067 %	0.5級

上記の相対拡張不確かさは信頼の水準約95 %に相当し、包含係数kは2である。

校正結果は、以上のとおりであることを証明する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

群馬県桐生市相生町4-247
株式会社 東京測器研究所 桐生工場
校正証明書発行責任者 小和田 雅彦

・この証明書は、計量法第144条第一項に基づくものであり、特定標準器(国家標準)にトレーサブルな標準器により校正した結果を示すものです。認定シンボルは、校正した結果の国家標準へのトレーサビリティの証拠です。発行機関の書面による承認なしに、この証明書の一部分のみを複製して用いることは禁じられています。
・当社は、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) に適合しています。
・この証明書は、ILAC(国際試験所認定協力機構) 及びAPLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構) のMRA(相互承認) に加盟しているIAJapan に認定された校正機関によって発行されています。この校正結果は、ILAC/APLAC のMRAを通じて、国際的に受け入れ可能です。
・校正ラベルは校正証明書の一部の情報を校正品に表示することで、校正の状況をわかりやすくするためのものです。

TML 株式会社 東京測器研究所

一般校正証明書

見本 CQ**-****

◎◎◎◎ 殿

****年**月**日
株式会社東京測器研究所
品質保証室

校正証明書

製品名 データロガー
型名 TDS−530

製造番号	校正日	製造番号	校正日
◎◎◎◎1	****年**月**日	−	−
◎◎◎◎2	****年**月**日	−	−
◎◎◎◎3	****年**月**日	−	−
−	−	−	−
−	−	−	−

上記製品は弊社の計測器・治具管理体系に基づき、国家標準あるいは公的校正機関等にトレーサビリティがとれている社内標準機器により校正され、その結果は別紙試験成績書のとおりであることを証明します。

社内標準機器（照合用標準器）一覧

機種名	型名	製造番号	校正依頼先	試験成績書番号
デジタルマルチメータ	6581	062200031	日本電気計器検定所	011-141074-100
標準電圧発生器	6166	041200021	日本電気計器検定所	011-141075-100
シース抵抗温度計	RMB-HL100SY01	2315565	山里産業(株)	14-08231-010
−	−	−	−	−
−	−	−	−	−
−	−	−	−	−
−	−	−	−	−
−	−	−	−	−

総数 10 枚

様式 A-012C

簡易校正証明書

見本 CQ**-****

◎◎◎◎ 殿

****年**月**日
株式会社東京測器研究所
品質保証室

校正証明書

製品名 荷重計
型名 CLP−10MNB

製造番号	校正日	製造番号	校正日
◎◎◎◎1	****年**月**日	−	−
◎◎◎◎2	****年**月**日	−	−
◎◎◎◎3	****年**月**日	−	−
−	−	−	−
−	−	−	−

上記製品は弊社の計測器・治具管理体系に基づき、国家標準あるいは公的校正機関等にトレーサビリティがとれている社内標準機器により校正され、その結果は別紙試験成績書のとおりであることを証明します。

トレーサビリティ体系の概要

国家標準・公的機関
メーカ
照合用標準器
社内標準器
製品

総数 1 枚

様式 A-013C

製品の校正周期については使用形態、使用目的、当社推奨の校正周期、維持管理費などを考慮し、適切な期間をお客様で設定するようお願いいたします。なお、当社では 1 年間の校正周期を推奨させていただいています。

インターネット情報

当社のホームページ（www.tml.jp）では校正サービスや JCSS 校正のご案内をしております。
また、「JCSS 力計校正申込書」のダウンロードサービスもご利用いただけます。